

令和7年度第1回松伏町地域公共交通活性化協議会

日 時:令和7年6月12日(木)

10:00~11:00(予定)

場 所:松伏町役場本庁舎2階201会議室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議事

- (1) 議案第1号 協議会設置要綱改正について
- (2) 議案第2号 令和6年度事業報告について
- (3) 議案第3号 令和6年度歳入歳出決算について
- (4) 議案第4号 令和7年度事業計画(案)について
- (5) 議案第5号 令和7年度歳入歳出予算(案)について

4 その他

5 閉 会

【資料】

松伏町地域公共交通計画(本編冊子版・概要版)

出席者名簿

松伏町地域公共交通活性化協議会委員

(敬称略)

区分※	所属	職名等	氏名	出欠	備考
(1)	松伏町	副町長	鈴木 寛	○	副会長
(2)	茨城急行自動車株式会社	取締役社長	大舘 広知	○	監事
	株式会社ジャパントローズ	代表取締役社長	和佐見 文男	○	
(3)	松伏交通有限会社	代表取締役	小島 朗	欠席	監事
	飛鳥交通株式会社	代表取締役	川野 繁	○	代理:善福 明
(4)	一般社団法人埼玉県バス協会	専務理事	関根 肇	○	
(5)	一般社団法人埼玉県乗用自動車協会	事務局長	藤田 貢	○	
(6)	埼玉県 越谷県土整備事務所	道路相談担当部長	増田 孝一	○	
	国土交通省 関東地方整備局 北首都国道事務所	計画課長	金森 宗一郎	欠席	
	松伏町まちづくり整備課	課長	岡田 純明	○	
(7)	吉川警察署	交通課長	北沢 一樹	○	代理:堂前 勝司
(8)	松伏町自治会連合会会長会	会長	松下 英治	○	
	松伏町PTA連合会	副会長	池田 千恵美	○	
	公募	—	横内 浩一	○	
	公募	—	浦野 久美子	○	
(9)	国土交通省 関東運輸局 埼玉運輸支局	首席運輸企画専門官	高木 純子	○	
(10)	茨城急行バス労働組合	執行委員長	和田 武士	○	
(11)	埼玉大学 日本大学	名誉教授 客員教授	久保田 尚	○	会長
(12)	埼玉県企画財政部交通政策課	主幹	西野 常博	○	
	松伏町企画財政課	課長	鈴木 英樹	○	
	松伏町新市街地整備課	課長	後藤 秀徳	○	
関係課					
—	松伏町いきいき福祉課	課長	本多 登	○	
事務局					
—	松伏町企画財政課	主幹	中村 勝利	○	
—	松伏町企画財政課	主任	菊地 真由子	○	
—	松伏町企画財政課	主任主事	中川 翔平	○	

※松伏町地域公共交通活性化協議会設置要綱第4条による区分

松伏町地域公共交通活性化協議会設置要綱

令和5年12月13日町長決裁

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、法第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び計画に位置付けられた事業の実施に関する事項を協議し、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、松伏町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、松伏町大字松伏2424番地松伏町役場内に置く。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 計画の作成及び変更に係る協議に関すること。
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

(協議会の委員)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 松伏町長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (4) 一般社団法人埼玉県バス協会の代表又はその指名する者
- (5) 一般社団法人埼玉県乗用自動車協会の代表又はその指名する者
- (6) 道路管理者又はその指名する者
- (7) 吉川警察署長又はその指名する者
- (8) 住民又は利用者の代表
- (9) 埼玉運輸支局長又はその指名する者
- (10) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (11) 学識経験を有する者
- (12) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者

2 委員は21人以内とする。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

(3) 監事 2人

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を会長に報告する。

(会議)

第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 第4条第1項第2号から第7号まで、第9号、第10号及び第12号に規定する委員が都合により会議を欠席する場合、その所属する団体の代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

6 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面による決議)

第9条 会長は、会議が次のいずれかに該当するときは、書面により委員の可決を求め、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

(1) 会議において事前に委員から書面による決議の了承を受けているとき。

- (2) 緊急の決議を要し、かつ、会議の招集又は成立が困難なとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が軽微な事案と認めるとき。
- 2 書面による決議は、委員の過半数からの書面による回答をもって成立するものとする。
- 3 書面による決議は、前項の規定による書面により回答した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、書面による決議を行った場合は、その結果を書面又はその他の方法により速やかに委員に報告するものとする。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で協議が整った事項については、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第11条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に、委員により構成する幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第12条 第3条に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、構成、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(運賃協議会)

第13条 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項は、別に定める構成員により構成する運賃協議会にて協議を行う。

- 2 運賃協議会の組織、構成員の指名、運営その他必要な事項は、町長が別に定める。

(事務局)

第14条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、松伏町企画財政課に置く。
- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第15条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第16条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第18条 会議に出席した協議会の委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額、支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年12月13日から施行する。

(委員の任期の特例措置)

2 協議会の設立初年度の委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、委嘱又は任命の日から令和7年3月31日までとする。

(事業年度の特例措置)

3 協議会の設立初年度の事業年度は、第16条の規定にかかわらず、施行の日から令和6年3月31日までとする。